

# 青森県報

第二百二十九号

令和二年  
十一月四日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

○青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活 課) ……

### 公告

○建設業者の許可の取消し…………… (東青地 局) ……  
○右 同…………… (同) ……

## 規則

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則 (平成二十七年五月青森県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「千円」の下に「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金(特定非営利活動促進法施行令(平成二十三年政令第三百十九号)第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。)の額がある場合には、当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額)」を加える。

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該実績判定期間内の日を含む各事業年度における当該判定基準寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、十五万円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の合計額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た額を加算した金額とする。

第九条に次の一号を加える。

八 休眠預金等交付金関係助成金

第十条中「受入寄附金総額」の下に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」を加える。

第十一条に次の一号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 境建材株式会社  
二 代表者の氏名 村木薫

- 三 主たる営業所の所在地 青森市問屋町一丁目一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一七五一六号
- 五 取消年月日 令和二年九月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大地土木有限公司
- 二 代表者の氏名 工藤修一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字高屋敷字野尻一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二二〇〇二〇七号
- 五 取消年月日 令和二年九月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和二年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円